

学校法人藤村学園
ガバナンス・コード

目 次

はじめに	2
第1章 法人の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神・教育理念	3-4
1-2 教育目的と教育目標	4-5
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2-1 社会的責任等	5-6
2-2 中期計画の策定と実現に必要な取組み	6
2-3 理事会の役割等	7
2-4 理事の役割等	7-8
2-5 監事の役割等	8-9
2-6 評議員会の役割等	10
2-7 評議員の選任方法等	10-11
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）の確立	
3-1 学長の責務と補佐体制	11-12
3-2 教授会の役割	12
第4章 公共性・信頼性（多様な期待を寄せる関係者との関係）の向上	
4-1 学生に対して	13
4-2 教職員等に対して	13-14
4-3 社会に対して	14-15
4-4 危機管理及び法令遵守	15
第5章 透明性（情報公開）の確保	
5-1 情報公開の充実	15-17
施行日	17

はじめに

「ガバナンス・コード」制定の目的・意義

- (1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様な期待を寄せる関係者に支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

東京女子体育大学及び東京女子体育短期大学（以下「本学」という。）を運営する学校法人藤村学園（以下「本法人」という。）は、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」を指針として本ガバナンス・コードを策定し、法人運営の規範とします。

第1章 法人の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・教育理念を明示し、それに基づく特色ある学風を尊重しつつ、個性豊かで自律的な教育・研究を行うことにより、社会的役割を果たし、公共の利益に資するとともに地域社会の振興と発展に貢献することにあります。

本法人は、明治35（1902）年の創設以来、我が国の女子体育教師育成の先駆者として、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」という本学設立の使命に沿った特色ある教育・研究活動を展開することにより、日本の体育教育、地域のスポーツや福祉の振興、青少年の健全育成、健康・体力づくりに貢献する有用な人材を数多く養成してきました。

本法人は、これからも建学の精神に基づく、本学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、適切なガバナンスを確保しつつ、時代の変化に対応した運営を進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神・教育理念

(1) 建学の精神・教育理念

本法人は、建学の精神として

「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を掲げています。

また教育理念として

「建学の精神に基づき、体育・スポーツの知の獲得と深い洞察力を身につけ、運動文化伝承の担い手として、凛とした次世代のリーダーとなる人材を育成します。」

を掲げています。

(2) 建学の精神・教育理念に基づく人間像等

この建学の精神は、実質的な創始者である藤村トヨの「女性の感性を生かした体育の実践」という女性観、教育観により確立したものです。現在でも本学

は、これを重視しています。

そして、「**不言実行**」を大義に、思慮深くて高潔な人格形成を目指した藤村トヨは、学生と寝食を共にしながら、本質的に人を育む「**全人教育**」を実践してきました。

また、健康の秘訣として藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即(すなわち)腹の力」という教えは、事における精神的構えとして現在でも本学を象徴する教訓として生きています。

これらの言葉は、今日的観点からも、教育活動の基本指針としての意義と輝きを確固として維持しています。

現在、「**極・匠・伝・凜**」

- ・ 「**極**」 技術力を磨く、動きが変わる
- ・ 「**匠**」 指導のプロと現場で学ぶ
- ・ 「**伝**」 学び合い、教え合う
- ・ 「**凜**」 伝統が創る空気をまとう

を教育スローガンとして掲げています。

1-2 教育目的と教育目標

(1) 建学の精神・教育理念に基づく教育目的

建学の精神・教育理念に基づく、教育目的及び教育目標は、広く教養的知識を授けるとともに深く専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富み地域及び国際社会に貢献できる人材を養成することによって、人間社会の進展に寄与することにあります。

① 教育目的

・東京女子体育大学

体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

・東京女子体育短期大学

体育・スポーツの実践的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

② 教育目標

・東京女子体育大学 体育学部 体育学科

1. 一般教養及び体育・スポーツの専門教養を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
2. 専門的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力の獲得
3. 教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

・東京女子体育短期大学 保健体育学科

1. 一般教養及び体育・スポーツの専門知識・技能を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
2. 体育・スポーツを通しての実践的な思考力、判断力、表現力の習得と、主体的、自律的な意欲や姿勢の獲得
3. 教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

・東京女子体育短期大学 こどもスポーツ教育学科

1. 一般教養及びこどもの身体性の専門知識を学び、状況を適切に判断し、行動に移す能力の獲得
2. 「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」による、実践的な思考力、判断力、表現力の獲得
3. 教え合い、学び合うことで培われる人間性の涵養とコミュニケーション能力の獲得

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である本法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、本学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。

本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 社会的責任等

- ① 常に自律的、安定的な運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員等他の多様な期待を寄せる関係者との関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に本法人の経営を進めます。
- ③ 本学の使命達成のためには、時代の変化や社会からの多様な要請への深い認識と柔軟な対応が不可欠との考えに立って、本法人の運営に当たります。

2-2 中期計画の策定と実現に向けての取組み

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえ、かつ学内外の環境の変化の予測に基づく、中期計画を策定します。
- ② 中期計画及び財務状況については、理事会・常任理事会等により進捗管理を徹底して本法人運営・本学運営に努めます。
- ③ 継続的な改革を推進するため、教職員の人材養成・確保に努め、その役割を一層重視します。
- ④ 経営陣と教職員が中期計画を共有し、教職員からも改革推進のための提案を積極的に受け入れる等の取組みを行います。
- ⑤ 中期計画の内容
 - ア 建学の精神・理念
 - イ 教育目標
 - ウ 教育
 - エ 学生支援
 - オ 研究
 - カ 社会貢献
 - キ 施設設備・キャンパス計画
 - ク 大学運営
 - ケ 財務

2-3 理事会の役割等

- ① 意思決定の議決機関としての役割
 - ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化等
 - ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。
 - イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。
 - ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。
- ③ 理事及び本学運営責任者の業務執行の監督
 - ア 理事会は、理事及び本学の学長等に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に本学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に生かします。
 - イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ④ 学長への権限委任
 - ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、必要な本学の校務を掌るための権限を学長に委任しています。
 - イ 学長が学長補佐及び部館所長等を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
- ⑤ 実効性のある開催
 - ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
 - イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

2-4 理事の役割等

- (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化
 - ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。
 - ② 理事長を補佐する理事として、常任理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限も明確に定めます。
 - ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
 - ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行い

ます。

- ⑤ 理事は、善良な管理者の注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引についての事実を開示し、承認を受けることとします。

(2) 学内から選任された理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者は、教職員としての業務及び理事としての業務の各々が疎かにならないよう努めます。

(3) 学外から選任された理事（以下「外部理事」という。）の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-5 監事の役割等

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）

- ① 監事は、善良な管理者の注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査要綱に則り、理事会、評議員会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査しま

す。

- ④ 監事は、本法人の業務又は財産等に関し不正の行為、又は法令違反、若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、監事監査要綱を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査要綱に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（及び内部監査員の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-6 評議員会の役割等

(1) 諮問機関としての役割

評議員会は、理事長からあらかじめ諮問のあった、次に掲げる事項について、意見を述べます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）
及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員報酬等に関する支給基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 収益事業に関する重要事項
- ⑩ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑪ その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(3) 評議員会は、監事の選任に際し、理事会において選出された候補者に同意するか審議をします。

(4) 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任します。

2-7 評議員の選任方法等

(1) 評議員の選任

- ① 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

- ア 本法人の教職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 学識経験者（職員及び本法人の設置する学校を卒業した者を除く。）のうちから、寄附行為の定めにより選任された者
- ② 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の仕事執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる者を選出します。
 - ③ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任することとしています。

（2）評議員への研修機会の提供と充実

- ① 本法人は、評議員に対し、審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）の確立

学長の選任は、本法人寄附行為により本学学長選考規程に基づき「理事会において選任する」とあり、理事会業務委任規則において「理事会は、本学の教育・研究に関する業務を本学学長に委任する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、本学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学長補佐・部館所長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長の責務と補佐体制

（1）学長の責務

- ① 学長は、東京女子体育大学の学則第1条に掲げる「体育・スポーツの専門

的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成する」及び東京女子体育短期大学の学則第1条に掲げる「体育・スポーツの実践的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

- ② 学長は、自らが理事会の構成員であることを十分意識して、理事長のもと教学ガバナンスについて行使します。
- ③ 教職員が、学長方針、中期計画、本法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（学長補佐・部館所長の役割）

- ① 本学に学長補佐を置くことができるようにしており、学長補佐の設置に関する内規において「学長補佐は、円滑かつ柔軟な大学運営を可能とするため、学長の命を受けて学長を補佐する。」としています。
- ② 学則において部館所長を設置しており、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学部館所長会規程において部館所長は「教授会に付議する案件等のほか、学長が必要と認める事項について協議する。」としています。

3-2 教授会の役割

(1) 学長と教授会の関係

本学の教育・研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（多様な期待を寄せる 関係者との関係）の向上

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・教育理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。多様な期待を寄せる関係者（学生・保護者、卒業生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 本学においては、教育上の目的を踏まえ、3つの方針（ポリシー）を策定し、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 3つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ 多様性受容の重要性に鑑み、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期計画の策定・実行・評価・改善（PDCA サイクル）による本学の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育・研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) UD：ユニバーシティ・ディベロップメント（全構成員の能力を高めるための実践的方法）

全構成員による、建学の精神・教育理念に基づく教育・研究活動等を通じて、大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① BD：ボード・ディベロップメント（理事会、経営者の質的向上のための組織的な取組み）

ア 常任理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務について理事会に定期的に報告します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② FD：ファカルティ・ディベロップメント（教員の資質向上のための組織的な取組み）

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動についてPDCAを活用します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ SD：スタッフ・ディベロップメント（職員の資質向上・能力開発のための組織的な取組み）

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

- ① 社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 地域のニーズや時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ③ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
- ④ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について積極的に対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動及び業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性（情報公開）の確保

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、本法人の運営・

教育研究活動等について、透明性の確保に努めます。

また、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえたうえで、本法人の運営・教育研究活動の透明性を確保します。

さらに、私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益追求型の「株主への説明責任」ではなく、本法人の運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点から社会に対する説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 大学間連携
- イ 地域連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期計画

(3) 情報公開の工夫等

① 上記(1)②及び(2)②の情報については、Web 公開に加え、各事務所に据え置き、請求があれば閲覧に供します。

② 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

施行日

- 1 本ガバナンス・コードは、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本ガバナンス・コードは、令和4年9月14日から施行する。
- 3 本ガバナンス・コードは、令和5年4月1日から施行する。
- 4 本ガバナンス・コードは、令和5年9月20日から施行する。